

相模原市手数料条例及び相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月22日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第2号

相模原市手数料条例及び相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
(相模原市手数料条例の一部改正)

第1条 相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2第27号の表22の項中

「

介護医療院並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(介護医療院において行うものに限る。)の両方又はいずれか	1回	23,000円
介護療養型医療施設並びに短期入	1回	23,000円

を

所療養介護 及び介護予 防短期入所 療養介護 (介護老人 保健施設又 は介護医療 院において 行うものを 除く。)の 両方又はい ずれか		
---	--	--

」

「

介護医療院 並びに短期 入所療養介 護及び介護 予防短期入 所療養介護 (介護医療 院において 行うものに 限る。)の 両方又はい ずれか	1回	23,000円
--	----	---------

に改める。

」

別表第2中第28号を削り、第29号を第28号とする。

(相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第12章 指定介護療養型医療施設(第66条—第68条) を「第12章 第13章 雑則(第69条)」

章 雑則(第66条)」に改める。

第1条中「及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法」を削る。

第12章を削る。

第13章中第69条を第66条とし、同章を第12章とする。

附則第5項中「、精神病床(改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。